

「公共工事契約適正化委員会」ヒアリング資料

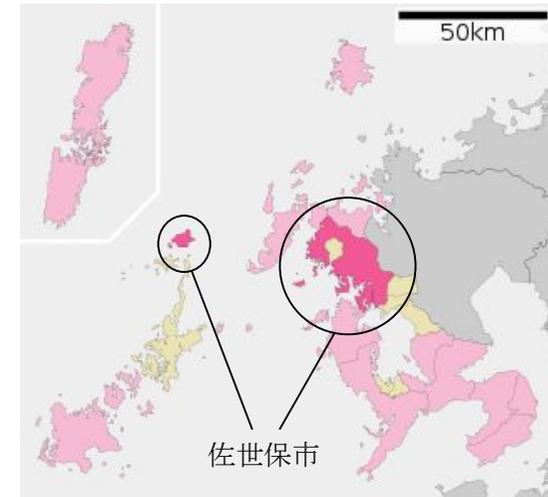
佐世保市

【佐世保市の概況】

- 【正式市名】 佐世保市（させぼし）
- 【市制施行】 明治35年4月1日
- 【市役所所在地】 佐世保市八幡町1番1号
- 【人口】 258,054人（平成25年3月1日現在）
- 【面積】 426.49平方キロメートル（平成23年10月1日）
- 【主な産業】 造船業（佐世保重工業）
観光業（ハウステンボス、西海国立公園「九十九島」など）

【産業別就業人口】（平成22年国勢調査）

○第一次産業	農 業	3,514人	} 5,180人 (4.4%)
	林 業	51人	
	漁 業	1,615人	
○第二次産業	鉱 業	28人	} 22,374人 (19.1%)
	建設業	10,263人 (8.8%)	
	製 造 業	12,083人	
○第三次産業	卸売・小売業	20,708人	} 86,683人 (74.1%)
	医療・福祉	15,767人	
	公 務	10,139人	
	その他 サービス業等	40,069人	



- 長崎県北部に位置する県内第2の都市。
- 旧海軍の軍港があった港町で、戦後は貿易港として、造船業を中心に成長しました。
- 現在は、日本最大級のテーマパークである「ハウステンボス」や西海国立公園「九十九島」など観光都市でもあります。

【佐世保市の入札制度及び現状】

1. 入札方法

○制限付き一般競争入札…建築工事（6,000 万円以上）及びその他の工事（3,500 万円以上）において、地域要件及び実績要件等の参加基準を設定し、一般競争入札を実施。

※制限付き一般競争入札の一部で総合評価落札方式を試行導入。

○指名競争入札…制限付き一般競争入札案件を除く 1 3 0 万円以上の建設工事について実施。

○平成 16 年度から電子入札を導入（現在は原則全ての入札案件で実施）

○市内業者への優先発注を実施

⇒発注工事のうち件数、請負金額とも 95%を市内業者、4%を準市内業者、1%を市外業者が受注。

2. 登録業者の状況（資料1参照）

- ①登録業者数は平成18年度をピークに減少、平成20年度以降はほぼ横ばいの状況。
- ②市内業者への優先発注実施により、平成19年度より市外業者減少、市内業者は微減。

3. 工事発注と落札状況

①発注状況（資料2参照）

- ・発注金額については、年度により多寡はあるが、毎年120億円前後で推移している。
- ・発注件数については、減少傾向にある。

②落札状況（資料3参照）

- ・平成16年度から平成20年度の落札率は88%前後で推移。
- ・平成21年度以降は90%台で推移。

③入札制度と落札率の関係（資料3、資料4参照）

平成14年8月 予定価格の事前公表（試行）開始

⇒ 予定価格付近での入札が増加し、落札率が高止まり。

平成15年7月 予定価格の事前公表に加え、最低制限価格の事前公表を開始

⇒ 最低制限価格付近での落札が増額し、落札率が低下。

平成20年4月 予定価格・最低制限価格の事前公表を廃止

平成21年3月 最低制限価格の算出方法を見直し（別紙2参照）

⇒落札率90%台を回復し、その後は90%台で推移。

4. 評価と問題意識

【評価】

- ①市内業者優先発注により、市内・準市内業者で件数、請負金額とも全体の99%を受注。
- ②最低制限価格の算定方法見直しにより、落札率90%台を維持し、品質の確保（工事成績向上）、低価格受注によるダンピングの排除に効果があり、更には企業の利益率の向上により、雇用の確保、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の改善、技術者の育成に一定の効果があると思われる。

【問題意識】

工事量の減少（公共、民間とも）に伴い、企業の受注額も減少していくなかで、企業間においては生き残りをかけた競争がより一層激化すると思われる。そのような状況で、行政として市内業者の経営安定、雇用確保等の対策を行いながら、工事の品質確保をどう行っていくかが今後の課題である。

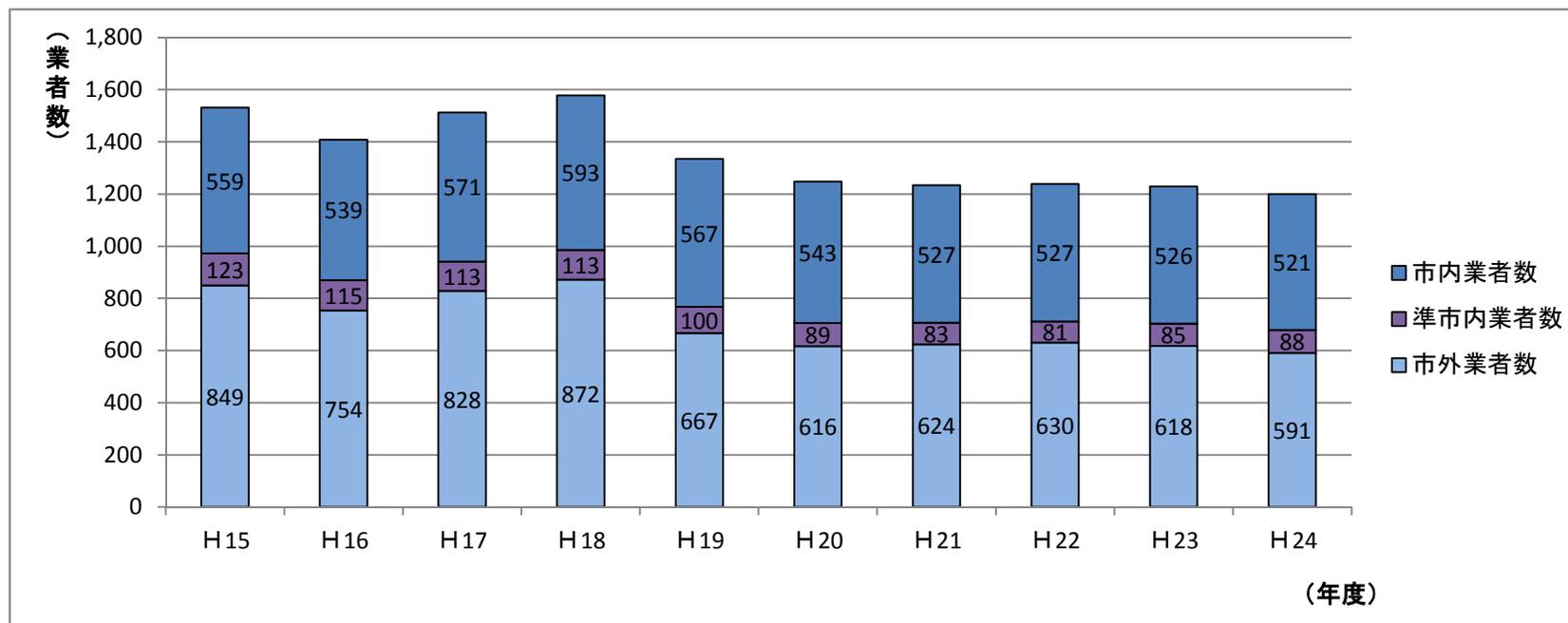
**「公共工事契約適正化委員会」
補足資料**

佐世保市

○佐世保市登録業者数の推移

【資料1】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
業者数(全体)	1,531	1,408	1,512	1,578	1,334	1,248	1,234	1,238	1,229	1,200
市内業者数	559	539	571	593	567	543	527	527	526	521
準市内業者数	123	115	113	113	100	89	83	81	85	88
市外業者数	849	754	828	872	667	616	624	630	618	591

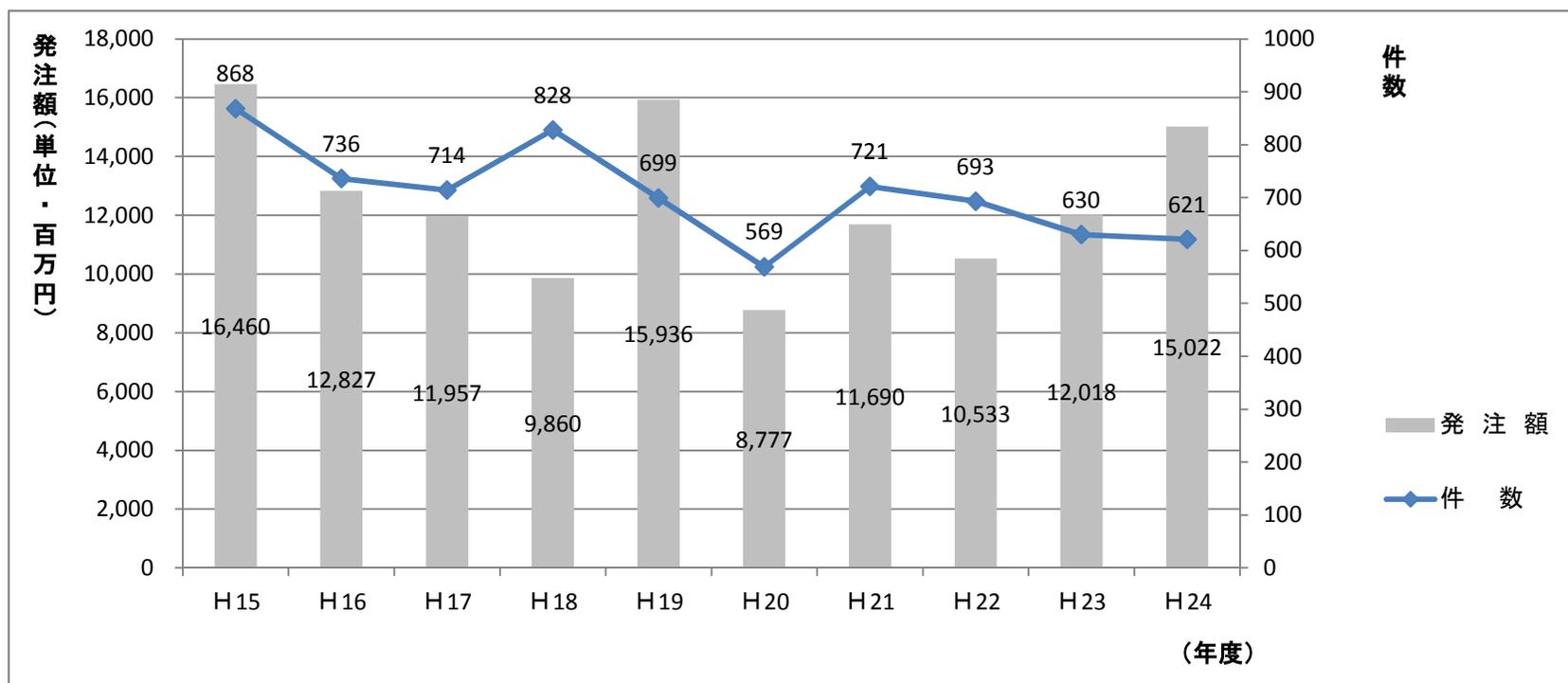


- 登録業者数は平成18年をピークに減少し、平成20年以降はほぼ横ばいの状況にある。
- 市内業者への発注を基本としているため、市外業者については減少数が大きい。
- ※ 市内業者：佐世保市内に本社を有している業者
 準市内業者：佐世保市内に支店・営業所等を有している業者
 市外業者：市内業者及び準市内業者以外の業者（佐世保市内に本社及び支店・営業所等がない業者）

○佐世保市の発注件数と発注金額の推移

【資料2】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
発注額	16,460	12,827	11,957	9,860	15,936	8,777	11,690	10,533	12,018	15,022	(単位:百万円)
件数	868	736	714	828	699	569	721	693	630	621	(単位:件)

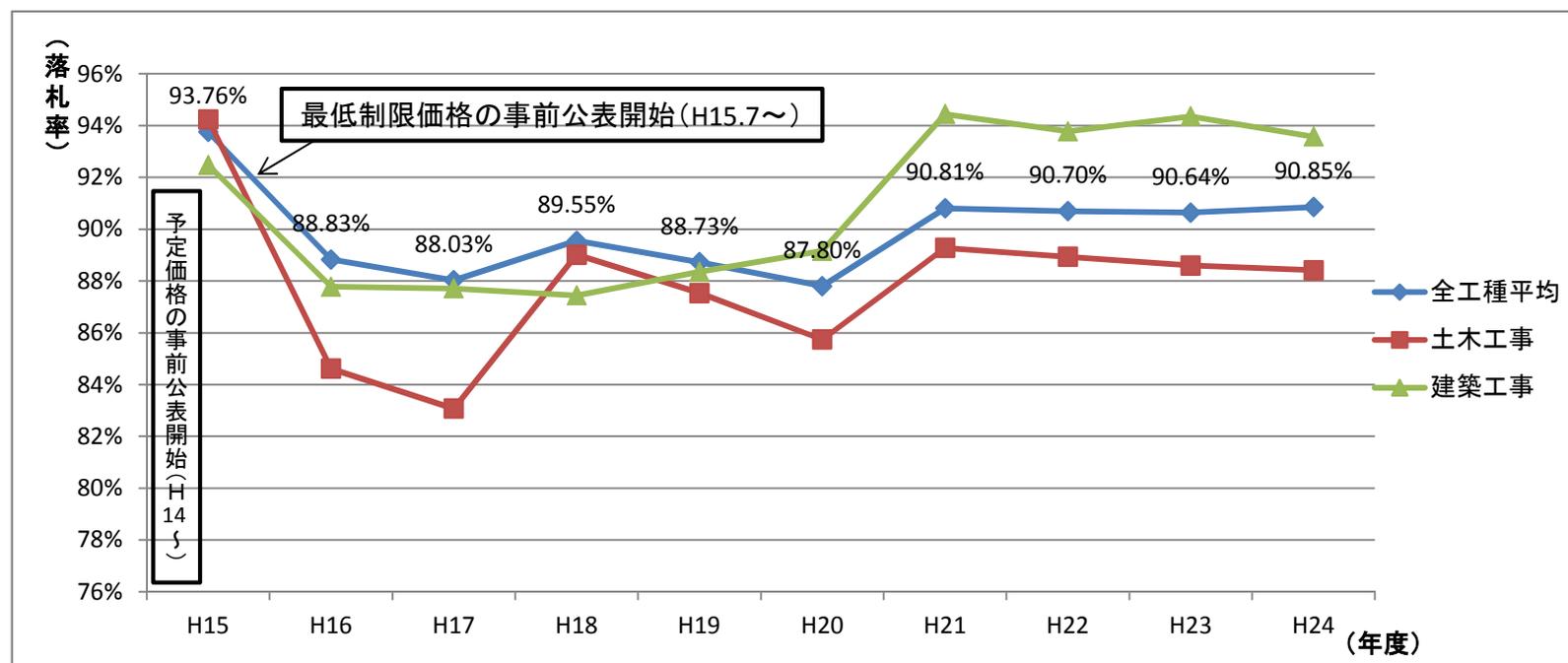


- 発注件数については、年々減少傾向にある。
- 発注金額についてもほぼ横ばいの状況である
 - ※平成19年度は中央保健福祉センターの建設及び西海パールシーセンター水族館整備のため発注額が増加
 - ※平成24年度は国体開催のための施設準備及び工業団地造成のため発注額が増加

○佐世保市発注工事の落札率推移

【資料3】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全工種平均	93.76%	88.83%	88.03%	89.55%	88.73%	87.80%	90.81%	90.70%	90.64%	90.85%
土木工事	94.24%	84.62%	83.07%	89.01%	87.54%	85.74%	89.28%	88.93%	88.60%	88.41%
建築工事	92.48%	87.78%	87.71%	87.44%	88.35%	89.16%	94.44%	93.77%	94.36%	93.57%



- 落札率は、予定価格に対する落札額の割合を示しています。
- 平成14年8月から予定価格の事前公表を開始したため、落札率が上昇。
- 平成15年7月から予定価格に加え、最低制限価格の事前公表を開始したことにより、最低制限価格付近での落札が増加し、落札率が低下。
- 品質確保を図るため、平成18年4月と平成21年3月に最低制限価格の引き上げを実施。

佐世保市の入札・契約制度改正の経緯

改正日	改正内容
H 6. 1. 4	制限付き一般競争入札の試行開始 最低制限価格の改正 3分の2を下らない範囲から、75%以上88%以下の範囲に変更 ※最低制限価格の導入は、昭和58年12月2日
H10. 8. 1	制限付き一般競争入札本格実施
H11. 8. 1	契約監理室契約課を新設し、各工事担当部で行っていた入札・契約事務を、契約課に一元化
H12. 10. 1	予定価格の事後公表（10月1日入札分より） 建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務について、制限付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（ただし少額随契を除く）に係る予定価格を入札後（契約締結後）に公表
H14. 8. 1	予定価格の事前公表試行開始（試行期間 H15. 1. 31 まで 3,000万円以上の工事）
H15. 7. 1	予定価格の事前公表を開始。最低制限価格の事前公表を試行で開始 指名業者名の事後公表を開始（設計図書のコピー店販売）
H16. 1. 1	予定価格・最低制限価格を概数での事前公表に改める。 （上位から3桁目を四捨五入し、上位2桁の有効数字で参考価格として事前公表）
H16. 3. 1	電子入札システムを稼働（認証・公証サーバーの横須賀市との共用は、H15. 12. 1 から）
H18. 4. 1	最低制限価格の算出方法を改正し、試行実施。 （改正前）公契連モデルに準じて算出。 ただし、予定価格の75%以上88%以下の範囲で定める。 ※算出方法については非公表。（ただし書き部分のみ公表） （改正後）工事内容により5種類の計算式により算出。 ただし、設計金額の75%以上85%以下の範囲で定める。 ※算出方法については公表。

佐世保市の入札・契約制度改正の経緯

改正日	改正内容
H19. 10. 1	最低制限価格のランダム化の試行開始（開札時に次の式により決定） $\text{最低制限価格} = \text{最低制限基本価格} \times \text{ランダム係数}$ $1.000 \leq \text{ランダム係数} \leq 1.005$ 最低制限基本価格は公表している算出式により決定（これまでの最低制限価格の算出式と同じ）
H20. 1. 11	佐世保市建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要綱の策定・施行
H20. 4. 1	「参考予定価格」及び「参考最低制限基本価格」の事前公表を廃止
H21. 3. 1	最低制限価格の算出方法を改正し試行実施（3/1以降の公告・指名通知分から適用） <ul style="list-style-type: none"> ①最低制限価格の設定範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> （改正前）工事価格の75%以上85%以下の範囲で設定 （改正後）工事価格の75%以上で設定 ②最低制限基本価格の算出式の見直し <ul style="list-style-type: none"> 土木工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> （改正前）直接工事費＋共通仮設費＋3/4×現場管理費 （改正後）直接工事費＋共通仮設費＋3/4×現場管理費＋3/10×一般管理費等
H22. 4. 1	業者格付に主観点を導入 <ul style="list-style-type: none"> ①工事成績 ②優秀表彰 ③防災協定等 ※いずれも市内業者のみ適用 業者格付に点数以外の判断基準を導入 <ul style="list-style-type: none"> ①建築A 建設業の許可区分が「特定」であること ②各工種の平均完工高が、当該ランクの発注基準額以上であること

佐世保市の入札・契約制度改正の経緯

改正日	改正内容
H22. 4. 1	予定価格のランダム化（試行導入） $\text{予定価格} = \text{予定基本価格} \times \text{ランダム係数} \quad (0.999 \sim 1.000)$
H23. 4. 1	業者格付に主観点項目を追加 ①信用度（指名停止等） ※全業者に適用 ②協会等への加入（講習必須） ③建設業従事職員数 ④障がい者雇用 ⑤土木施工管理／CPDS ⑥建築技術継続能力開発／CPD ※②～⑥はいずれも市内業者のみ適用 業者格付（土木A、港湾漁港A、建築A）に次の条件を導入 経審通知における当該工種の1級技術者が3名以上であること。（港湾は土木で判断）